

<医師用>

### 意見書

さくらさくみらい

園長殿

園児氏名：

病名[ ※下表該当感染症に○を表記 ]

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
から登園可能と判断します。

発症	_____ 年 _____ 月 _____ 日
解熱	_____ 年 _____ 月 _____ 日
登園可能	_____ 年 _____ 月 _____ 日
新型コロナウイルス	_____ 年 _____ 月 _____ 日

**豊島区保育施設用様式 使用**

/	/	/	/	/
解熱	← 3 日間 →			登園可能
発症	← 5 日間 →			登園可能

**豊島区保育施設用様式 使用**

医療機関名：

医師名：

印または  
サイン

保育園は、園児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康状態が集団での保育生活が可能なほど回復してからの登園であるようご配慮ください。

#### 保育園登園停止の感染症

該当に ○	感染症名	登園のめやす	感染しやすい期間	
A型	インフルエンザ	発症後5日以上を経過し、かつ解熱後3日以上を経過していること。治療薬（タミフル等）を服薬していないこと。	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	
B型				
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日間として、5日を経過すること	発症後5日間	
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	
	風しん	発しんが消失していること	発しん出現の7日前から7日後くらい	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状がすべて消えた後2日経過していること	発熱、充血等の症状が出現した数日間	
	流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失していること	充血、目やに等の症状が出現した数日間	
	百日咳	適切な抗菌剤による5日間の治療が終了していること又は特有の咳が消失し、全身状態が良好であること	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染のおそれがないと認められていること。（2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能）	—	
該当に ○	感染症名	該当に ○	感染症名	登園のめやす
	結核		コレラ	医師により 感染の恐れがないと認められているまで
	急性出血性結膜炎		細菌性赤痢	
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		腸チフス	
			パラチフス	

※エボラ出血熱、ジフテリア等の第一種感染症については、感染症法に基づき対応します。